



★施設建築物新築工事に着手しました！

令和2年4月4日（土）に多治見駅南地区市街地再開発事業施設建築物新築工事の安全祈願祭が執り行われ、施設建築物新築工事に着手しました。

★「安全祈願祭」の開催について

政府による新型コロナウイルス感染拡大防止に関する緊急事態宣言前ではありましたが、規模の縮小並びに参加者のマスク着用、手の消毒及び会場である現地の仮設テントも風通し等に配慮した中で、関係者約30人の出席のもと工事の安全を祈願しました。

地鎮行事では、事業主の組合から赤塚理事長、古川副理事長、中村規脩副理事長が鎌（かま）入れを行い（写真左）、工事監理者の大建設高藤勝已取締役執行役員名古屋事務所長が鍬（くわ）入れ（写真中）、特定業務代行者の株式会社奥村組名古屋支店の堀順一執行役員支店長が鋤（すき）入れを行いました。（写真右）



また、直会（なおらい）として、事業主挨拶で、赤塚理事長から、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため式典の規模を縮小したことを報告、また、工事着手に対して「事故なく安全に工事を進めてほしい」と関係者に求めました。

引き続き、来賓挨拶で、多治見市古川市長から「2年半後の完成時には盛大に祝いたい」というお言葉をいただき、最後に、施工者挨拶として、株式会社奥村組堀名古屋支店長から「技術を結集し施工に全力を注ぐ。無事故・無災害で立派な建物を引き渡す」と決意が述べられました。

★令和2年度事業計画及び収支予算案について

去る、令和2年3月24日（火）に第27回理事会及び令和元年度第10回臨時総会を開催し、以下の令和2年度事業計画及び収支予算案について決議しました。

【令和2年度事業計画】

- ①施設建築物新築工事の実施
- ②公共施設整備の実施（駅前広場及び南側市道の整備に係る工事）
- ③商業業務棟のテナント誘致及び商業運営管理会社の設立
- ④管理運営計画の検討（管理規約案、管理経費及び駐車場・駐輪場運営管理検討）
- ⑤事業計画の変更（工事請負契約等を踏まえた資金計画等の精査）
- ⑥その他（総会・理事会の開催、事務局業務の実施、事業推進体制に係る委託等）

【令和2年度収支予算】

■収入 約33.4億円

- ・再開発補助金、公共施設管理者負担金、保留床処分金、前年度繰越金等

■支出 約33.4億円

- ・事業費・・・約22.9億円

調査設計計画費（施設建築物新築工事監理業務費）

土地整備費（暫定駐輪場運営費）

工事費（施設建築物新築工事費、公共施設整備工事費、付帯工事等）

- ・その他事務費等・・・約10.5億円

人件費・事務所費（事務局人件費、事務所賃借料・共益費等維持費）

委託費（顧問、推進コンサル、商業コンサル、その他委託費）等

★施設建築物新築工事契約の締結について

去る、令和2年3月30日（月）に再開発組合事務所において、再開発組合と特定業務代行者の株式会社奥村組により、「施設建築物新築工事契約調印式」を行いました。

当日は、株式会社奥村組から岩倉名古屋支店長、同営業部岡本課長、関西支店乾顧問が出席され、立会人として、多治見市細野都市計画部長、知原市街地整備課長に出席していただいた中で、岩倉支店長、赤塚理事長の両名により契約書への調印が行われました。

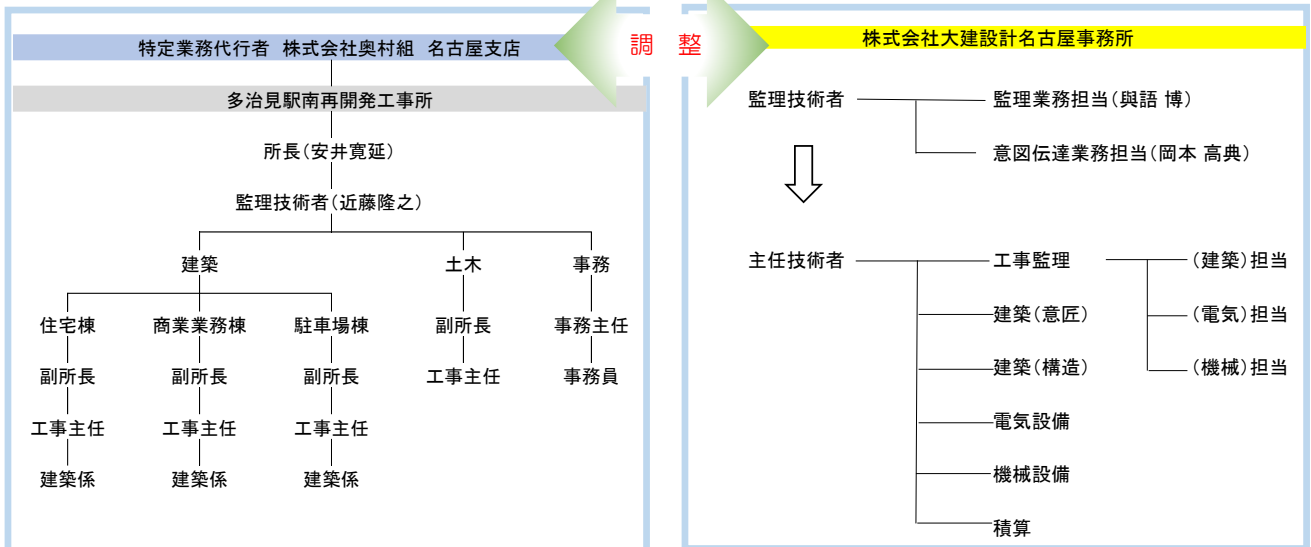


★施設建築物新築工事の体制について

～ 施設建築物新築工事における実施体制図 ～

【施工業務 (R2. 3. 4～R4. 9. 30)】

【工事監理業務 (R2. 4. 1～R4. 12. 28)】



※施工業務：設計意図を反映した施工図等を作成し、工事を実施する業務

※工事監理業務：工事が設計図書（設計意図含む）どおりに実施されているか確認、調整する業務

再開発施行区域の状況（組合事務所から北へ向かって撮影. 令和2年4月23日時点）



★新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

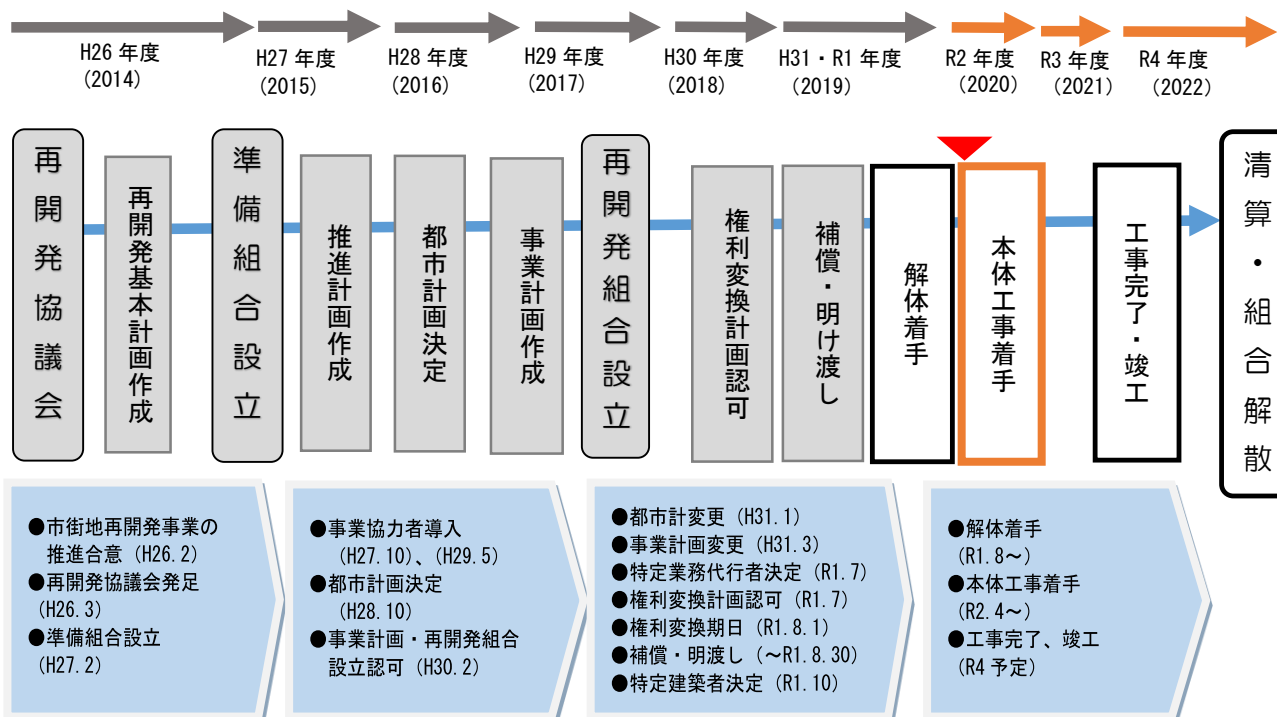
去る、4月7日（火）に政府による新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」が発令され、4月16日（木）には岐阜県を含む13都道府県が「特定警戒都道府県（特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要がある都道府県）」に指定されたため、当組合では施工者の(株)奥村組とも協議の上、既に着工していた解体除却工事及び施設建築物新築工事を4月20日（月）より指定期限である5月6日（水）まで一時中断することにしました。

「緊急事態宣言」の指定期限は5月末まで延長されましたが、当地区の工事については、(株)奥村組と再協議した結果、社会や今後の施工に与える影響などを勘案して、感染防止対策を徹底することを前提に5月7日（木）から再開することにしました。

なお、理事会等の会議については、依然、「緊急事態宣言」の期間内であることから、当面の間、開催を見送ることにし、緊急を要する事項については、当組合処務規程の適正な運用により、理事長専決で対応していくことにしました。

理事長専決にあたっては、必要な都度ご案内していきますので、予めご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

★組合施行市街地再開発事業の経過・目標年次



◆発行 多治見駅南地区市街地再開発組合 <http://www.ts-minami.com/>
 ◆連絡先 事務局 〒507-0035 多治見市栄町1丁目6-1 日章ビル7階
 TEL : 0572-21-0070 FAX : 0572-21-0090
 E-Mail : tajimi-minami@eos.ocn.ne.jp